



長野県報

11月21日(月)
平成28年
(2016年)
第2827号

目次

規則	
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	1
告示	
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	1
公告	
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	2
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	2
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	2
正誤（地域福祉課）	3

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年11月21日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

(4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

第25条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警衛に関する事。

附則第3条を削る。

別表第1の警備部の項中「警護係」を「警衛・警護係」に改める。

別表第4の通信指令課の項の次に次のように加える。

刑事企画課	取調べ指導官	警部	取調べの高度化及び適正化を図るための指導教養及び助言並びに部下職員の指揮監督
-------	--------	----	--

附則

この規則中第5条第2項に1号を加える改正規定は平成28年11月30日から、その他の改正規定は同年12月6日から施行する。

警務課

告示

長野県木曽建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年11月21日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

- 道路の種類 県道
- 路線名 中津川田立線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町田立2155番の7地先から木曽郡南木曽町田立2150番の4地先まで	旧	4.0~6.9 m	0.1050 km
同 上		4.0~6.9	0.1050
同 上	新	10.0~40.2	0.1750
木曽郡南木曽町田立2106番の3地先まで			

道路管理課